保護者　殿

令和　　年　　月　　日
筑波大学附属視覚特別支援学校長
森田　浩司

学校感染症の出席停止と登校許可証明書のお知らせ

学校保健安全法に基づき、感染症に罹患した幼児・児童・生徒は、必要な期間、登校を見合わせるように定められています。出席停止期間は、十分な休養を取り、早期に回復させるためとともに、他の幼児・児童・生徒への感染を防ぐためのものです。なお、この期間中は欠席扱いにはなりません。

診断を受けた医師から、学校への登校許可がおりましたら、保護者の方が下記の証明書に御記入、押印の上、担任へ御提出ください。

学校感染症と休養する期間		
	感染症名	期間
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、新感染症	完全に治るまで
第２種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後５日を経過し、かつ解熱後２日（幼児は３日）過ぎるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで、又は５日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで
	麻疹	熱が下がってから丸３日過ぎるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺のはれが発現した後５日を過ぎ、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹（３日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状（のどの痛み、結膜炎など）が消えて、丸２日過ぎるまで
	結核	病状により伝染のおそれがないと医師が認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと医師が認めるまで
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により伝染のおそれがないと医師が認めるまで

（　き　り　と　り　せ　ん　）

登　校　許　可　証　明　書

幼・小・中・普・理　　年　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

治癒したため、　　月　　日より登校を許可されました。

病名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診断を受けた病院名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日　　保護者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＊保護者の方が御記入ください。　（保護者→担任→保健室）